

第Ⅰ号介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の一部委託について

第Ⅰ号介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託して実施する場合は、次の基準を満たすこととする。

○第Ⅰ号介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託基準

- 1 居宅介護支援事業所として市区町村から指定を受けていること。
- 2 指定の効力停止処分期間中でないこと。
- 3 介護支援専門員資質向上事業実施要綱に基づき実施される研修^{※1}を受講した介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者であること。

なお、委託にあたっては、次の事項を遵守するよう求めるものとする。

- ① 介護保険法その他の関係法令を遵守し、誠実に業務を行うこと。
- ② 正当な理由なく特定の事業所が提供するサービスに偏ってはならないこと。
- ③ 介護予防サービス計画作成過程において、特定の事業所が提供するサービスの利用を誘引してはならないこと。
- ④ 業務に従事している者又は従事していた者は、利用者及び利用者家族のプライバシーの尊重に万全を期するものとし、正当な理由なくその業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと。なお、委託契約期間満了又は委託契約の解除等により契約が終了した以降も同様とする。
- ⑤ 委託業務に関する書類を適切に保管・管理を行うとともに、業務以外の目的に使用しないこと。
- ⑥ 委託業務実施中に事故が発生した場合や、疑義が生じた場合には、地域包括支援センターへ連絡し、協議すること。
- ⑦ 利用者から苦情又は相談があった場合には、適切な対応を行うこと。

※1 介護支援専門員資質向上事業実施要綱に基づき実施される研修

- (1) 介護支援専門員実務研修
- (2) 介護支援専門員専門研修
- (3) 介護支援専門員再研修
- (4) 介護支援専門員更新研修
- (5) 主任介護支援専門員研修
- (6) 主任介護支援専門員更新研修

○委託にあたっての留意点

- 1 適切かつ効率的に第1号介護予防支援及び介護予防支援業務が実施できるよう、委託する業務の範囲や業務量について配慮する。
- 2 委託を行う場合でも、委託先の居宅介護支援事業者が介護予防サービス計画の原案を作成するにあたっては、当該計画が適切に作成されているか、内容が妥当かなどについて確認を行う。また、委託先の居宅介護支援事業者が評価を行った場合には、当該評価の内容について確認を行い、当該評価を踏まえた介護予防支援の方針を決定する。

○その他

- 1 上記の運用については、令和5年4月1日より開始する。
- 2 委託の承認を行った事業所については、直近の地域包括支援センター運営協議会において報告するものとする。
- 3 「第1号介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の一部委託」とは、次の②～⑧の委託のことを指す。
 - ① 契約締結
 - ② アセスメント（課題分析）の実施
 - ③ 介護予防サービス計画の原案作成
 - ④ サービス担当者会議の開催
 - ⑤ 介護予防サービス計画の交付
 - ⑥ モニタリング（計画実施状況の確認）の実施
 - ⑦ 評価
 - ⑧ 給付管理
 - ⑨ 介護報酬の請求